

草津市就学援助費給付制度について

草津市では、小・中学校に在学するお子さんがおられるご家庭で、経済的な理由により就学に必要な経費の負担にお困りの保護者の方に、学用品費の一部や学校給食費等を給付する就学援助費給付制度を実施しています。

受給を希望される場合は、申請書に必要事項を記入し、学校まで提出してください。なお、受給要件に該当しない場合は認定できませんのでご承知ください。

申請書や制度の説明書につきましては、学校または草津市役所学校教育課(6階)でお渡ししますので、お問い合わせください。

松原中学校:568-0246 (担当 西村)

学校教育課:561-2430 (担当 中村)